

尾道市地域おこし協力隊員募集について

尾道市は、広島県の東南部に位置し、緑豊かな北部丘陵地域、沿岸部の中心市街地のある地域、独特の多島美を有する瀬戸内海地域で構成される面積284.88km²、人口約13万人のまちです。

主な交通網として、JR山陽新幹線、JR山陽本線、東西に延びる山陽自動車道、南北を結ぶ瀬戸内しまなみ海道及び中国やまなみ街道があり、「瀬戸内の十字路」として高い拠点性を持っています。

また、島しょ部を通じて四国までの全長約70kmをサイクリングできるしまなみ海道をはじめとする新たな魅力や、歴史・伝統に育まれた地域資源を活かし、他にはない魅力的な価値を創造するまちづくりを推進しています。

今回募集する地域おこし協力隊員には、「市内全域」を活動地域として、第一次産業分野の担い手の確保や技術の継承に取り組んでいただきます。

本市の多様な気候・風土に育まれた多彩な農産物や水産資源を維持・発展させるため、地域の特徴的な魅力を掘り起こし、地域活性化を推進していただける人のご応募をお待ちしております。



令和6年度 尾道市地域おこし協力隊員募集要項

1 募集人員及び活動地域

- (1) 地域おこし協力隊員 2名
(農業振興1名、水産振興1名)
- (2) 活動地域 市内全域

2 求める人材・活動内容

内 容	農業振興関係（1名）	水産振興関係（1名）
求 め る 人 材	<ul style="list-style-type: none"> ①農業に興味・関心があり、将来的に本市での新規就農に意欲を持つ人 ②本市の農業振興や地域活性化に取り組んでいただける人 	<ul style="list-style-type: none"> ①水産業に興味・関心があり、将来的に本市の漁業の担い手になる意欲を持つ人 ②本市の水産振興や地域活性化に取り組んでいただける人 ③海や魚が好きな人
活 内 容	<ul style="list-style-type: none"> ①移住による新規就農支援及び自身の新規就農に向けた取り組み ②<u>尾道ブランド農産物（※1）</u>の活用と新規資源の発掘や開発 ③獣害対策の体制作りの構築(防護技術の習得や情報発信等) ④食育、地産地消、農産物のPRに関する取り組み ⑤その他の農業振興に関する活動 ⑥移住イベント等でのPR ⑦SNS等を活用した活動状況の発信 ⑧協力隊員同士の活動連携・協働 	<ul style="list-style-type: none"> ①新たな地域資源となる魚介類の生産など、ブランド化の研究 ②干潟保全や里海づくり等の取組を次世代の子ども達に分かり易く伝える取り組み ③<u>海業（※2）</u>の検討（漁港の活用等） ④魚食の普及や食育の推進、地産地消、販路開拓などの水産物PRに関する取り組み ⑤その他の水産振興に関する活動 ⑥移住イベント等でのPR ⑦SNS等を活用した活動状況の発信 ⑧協力隊員同士の活動連携・協働

※1 いちじく、トマト、桃、スナップエンドウ、ぶどう、わけぎ、はっさく

※2 海や漁村の地域資源の価値や魅力を活用する事業であって、国内外からの多様なニーズに応えることにより、地域のにぎわいや所得と雇用を生み出すことが期待されるもの

3 報酬

月額200,000円及び期末手当

(※各種税金及び社会保険料等の本人負担分が差し引かれます。)

4 雇用形態及び任用期間

- (1) 尾道市地域おこし協力隊員の身分は、地方公務員法第22条の2第1項第1号に規定する会計年度任用職員となります。
- (2) 任用期間は、任用日（令和6年10月1日予定）から令和7年3月31日までですが、活動状況を勘案して最長3年間任用する場合があります。

5 勤務日・勤務時間等

- (1) 勤務日は毎週月曜日から木曜日までとし、国民の祝日に関する法律に規定する休日と12月29日から翌年1月3日までの日を休日とします。
- (2) 勤務時間は午前8時30分から午後5時15分までの間で、1週間の勤務時間が31時間を超えない範囲で割り振ります。

6 勤務場所（活動拠点）

尾道市産業部農林水産課（尾道市久保一丁目15番1号）

7 待遇及び福利厚生

- (1) 尾道市の会計年度任用職員として、健康保険、厚生年金及び雇用保険に加入します。万一の事故の際には、公務災害補償費で対応します。
- (2) 有給休暇（任用の日に3日付与され、その後は勤務時間に応じた日数を付与）等各種休暇制度があります。
- (3) 家賃の3分の2（上限3万円）を補助します。また、住居用光通信回線の設置費用、月額利用料の実費を補助します。
（※転居費用、生活用品や光熱水費等の費用は、個人負担となります。）
- (4) 事務所で使用するパソコンを貸与します。
- (5) 活動時は、市の公用車を使用できます。
- (6) 活動に必要と認められる研修の受講や資格取得にかかる費用を補助します。
- (7) その他活動に要する経費（消耗品費、備品購入費等）については、尾道市地域おこし協力隊員活動補助金交付要綱に基づき、予算の範囲内で補助します。

8 募集対象

次の(1)～(9)のすべての条件を満たす人

- (1) 次のア～エのいずれかに該当する人

ア 申込時、三大都市圏の都市地域及び指定都市、並びに三大都市圏外の指定都市のうち、過疎、山村、離島、半島などに該当しない地域に居住している人。

（※対象となる地域については、お問い合わせください。）

イ 地域おこし協力隊員として同一地域で2年以上活動し、かつ令和6年10月1日時点で解任から1年以内の人

ウ 語学指導等を行う外国青年招致事業（JETプログラム）で、参加者として2年以上活動し、かつ令和6年10月1日時点で終了した日から1年以内の人

エ 海外に在留し、特別区を含む市町村が備える住民基本台帳に登録されていない人

(2) 任用後活動地域に移住し、住民票を異動できる人

(3) 普通自動車運転免許を取得し、実際の運転に支障のない人

(4) パソコン（エクセル、ワード等）の基本操作ができる人

(5) FacebookをはじめとしたSNSツールの基本操作、情報更新ができる人

(6) 土日及び祝日の行事参加や夜間の会合など、不規則な勤務に対応できる人

(7) 活動地域での起業・就労に意欲があり、将来の定住を希望する人

(8) 心身ともに健康で、地域活動に意欲と熱意を有し、かつ、地域住民と協力しながら、積極的に活動できる人

(9) 地方公務員法第16条に規定する欠格条項に該当しない人

9 兼業について

原則として、兼業をする際の制限はありません。ただし、地方公務員法における職務専念義務や信用失墜行為の禁止等の服務規定が適用されるため、兼業の内容等について報告していただく必要があります。

また、労働基準法の法定労働時間の規定が適用されます。

10 応募手続

(1) 応募書類の提出

ア 次の①～③について、イの提出先に提出してください。

① 履歴書（市販のもの）1部

※希望する活動分野（農業振興または水産振興）及びメールアドレスを必ず記載してください。

② レポート（1,000字程度、A4サイズ、書式自由、パソコン作成可）1部 〔テーマ〕

「地域おこし協力隊員として、尾道市で取り組みたい第一次産業のこと」

※これまで培った技術や経験を踏まえて作成してください。

③ 住民票記載事項証明書（住民票の写し）1部（コピー不可）

イ 提出先（郵送または持参してください。）

尾道市役所企画財政部政策企画課協働統計係

〒722-8501 尾道市久保一丁目15番1号（TEL:0848-38-9435）

ウ 応募書類受付期間

令和6年2月22日（木）～6月21日（金）午後5時必着

（※提出いただいた応募書類等は返却しません。予めご了承ください。）

11 選考方法

(1) 第1次選考（書類審査）

応募書類による募集条件の確認と書類審査を行い、結果を令和6年6月下旬に応募者全員に通知します。

(2) 第2次選考（面接試験）

第1次選考通過者を対象に、7月14日（日）に尾道市において個別面接試験を行います。

（※面接試験に伴う交通費等の経費は、応募者の負担となります。また、実施方法等を変更する可能性があります。）

(3) 第2次選考結果の通知

8月上旬に第2次選考面接試験の受験者全員に結果を文書で通知します。

（※選考の経過及び結果に関するお問い合わせには応じられません。）

12 住居について

住居は個人で手配していただきます。

13 現地説明会の開催について（※自由参加です。応募要件ではありません）

(1) 目的

応募者自身が、活動することになる現地の様子を直接見ることで、自分が描く活動や移住先と合っているかを確認すること。

(2) 開催日等

調整中です。現地説明会の詳細については後日改めて掲載します。

14 問い合わせ先

住 所：〒722-8501 広島県尾道市久保一丁目15番1号

担 当 部 署：尾道市企画財政部政策企画課協働統計係

担 当 者：森本、突沖

電 話 番 号：0848-38-9435（直通）

F A X 番 号：0848-37-2740

メールアドレス：kikaku@city.onomichi.hiroshima.jp